

浄化槽の保守点検及び清掃に係る実施状況に関する調査票 記載要領

1 調査の概要

(1) 調査の実施根拠（条文の抜粋は【参考】を参照）

浄化槽法（以下「法」という。）第49条において、都道府県知事は浄化槽台帳の作成が義務付けられており、保守点検及び清掃の実施状況が台帳に記載すべき事項として規定されています（法施行規則第57条の2）。

今回の調査は、千葉県内の保守点検及び清掃の実施状況を把握し、台帳に記載することを目的としており、法第49条第2項の規定により、報告を求めるものです。

なお、御回答いただく内容に個人情報が含まれますが、回答結果は、台帳に記載する目的でのみ使用するものであり、その他の目的では使用しないことを申し添えます。

(2) 今後の継続的な調査依頼予定について

当該調査は令和6年度から実施していますが、今後も毎年同様の調査依頼をすることとなりますので、御承知おきいただくとともに、データ管理をお願いいたします。

2 調査票作成上の留意事項

(1) 調査対象期間及び調査対象

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに保守点検及び清掃を実施した浄化槽に係る情報

(2) 調査対象者

保守点検：千葉県、千葉市、船橋市、柏市の登録を受けている保守点検業者

清掃：各市町村、一部事務組合等の許可を受けている清掃業者（ただし、千葉市、船橋市、柏市の許可分は除く。）

※ 調査対象期間中に廃業となった事業者を含みます。

(3) 調査票様式等のダウンロード方法

以下の県ホームページから、ダウンロードをお願いします。

「浄化槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/joukasou/jokasohokoku.html>

(4) 調査票の概要

○ 様式1及び2（調査票及び実施基数）

全事業者が回答してください。調査対象期間に保守点検及び清掃の実績が無い場合も、回答していただく必要があります。

○ 様式3及び4（実施状況）

回答が難しい事情がある場合は、様式1にその内容を記載してください。

(5) 報告期限

令和8年8月31日（月）

3 調査票記入にあたっての注意点（記載例も合わせて確認の上、作業願います。）

（1）様式1（調査票）

- ・営業所が複数ある事業者は、取りまとめて回答してください。
- ・電話番号及びメールアドレスは、担当者に連絡がとれるものとしてください。

（2）様式2（実施基数）

- ・調査対象期間内に保守点検及び清掃を実施した浄化槽の基数について、市町村別、単独・合併の区分別に入力してください。
- ・入力は実施回数ではなく、実施した基数を入力してください。
（例：年4回保守点検を実施している浄化槽も1基と計上）
- ・保守点検を再委託で実施している浄化槽については、委託元が回答してください。
- ・清掃の回答は、実際に清掃を実施した事業者が回答してください。

（3）様式3及び4（実施状況）

- ・様式2で回答した浄化槽に係る保守点検及び清掃の実施状況を入力してください。
- ・色付け項目を必須項目とし、把握していない項目については空欄で構いません。

4 提出先及び提出方法（以下のいずれかの方法によりご提出ください。）

以下の（1）又は（2）のいずれかの方法によりご提出ください。

なお、保守点検及び清掃の実施状況を浄化槽台帳に反映するため、回答はできる限り電子データにてご提出をお願いします。

回答は、当調査業務請負者である、以下の事業者にご提出ください。

<回答の提出先>一般社団法人千葉県環境保全センター（当調査業務請負者）

（1）電子データでの回答

回答方法	提出先
メールでの提出	メールアドレス：info@kankyohozen.com
CD-R等の電子媒体を郵送で提出	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 一般社団法人千葉県環境保全センター宛て

※ 電子データへの回答の場合、調査票はその後の集計に使用する関係上、紙媒体やPDF等に変換せず、エクセル形式のまま提出をしてください。

（2）電子データでの回答が難しい場合

回答方法	提出先
FAXでの提出	FAX番号：043-245-4223
郵送での提出	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1 一般社団法人千葉県環境保全センター宛て

5 当該調査に係る問合せ先

千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班

TEL：043-223-3813

<当調査業務請負者>一般社団法人千葉県環境保全センター

TEL：043-245-4222